

## 学校職員の懲戒処分について

令和4年6月22日  
千葉県教育庁  
教育振興部教職員課  
043(223)4036

千葉県教育委員会は、令和4年6月22日教育委員会会議を開催し、以下のとおり、公立中学校の教諭1名に対する懲戒処分について、報告するとともに、県立高等学校の教諭1名に対し、懲戒処分を決定しました。

### I 概要

- (1) 被処分者 教諭 渡邊 健太 (32歳)
- (2) 所属 鎌ヶ谷市立第四中学校
- (3) 処分内容 免職 (令和4年5月25日付け)
- (4) 事故の概要 当該教諭は、令和3年12月27日(月)から同4年1月8日(土)までの間、勤務校構内において、校長が管理する空気清浄機等の物品を窃取し、県内のリサイクルショップに売却した。  
このことは、令和4年3月1日(火)、校長が、鎌ヶ谷警察署員から、教諭を建造物侵入及び窃盗の容疑で逮捕したとの連絡を受けたことから事故が発覚した。
- (5) 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
- (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

- (1) 被処分者 男性教諭 (50歳)
- (2) 所属 県立松戸高等学校
- (3) 処分内容 戒告
- (4) 事故の概要 当該教諭は、令和4年5月2日(月)午前8時10分頃、バレーボール部の練習中、女子生徒1名に対し、バレーボールを少なくとも3回投げ、同生徒の顔面等に当てる体罰を行った。  
このことは、同日午後1時30分頃、同生徒の相談を受けた担任及び学年主任が、教頭に報告したことから事故が発覚した。
- (5) 法的根拠 学校教育法第11条(体罰の禁止)  
地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)及び同法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
- (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

### II 今後の対応方針

- 県教育委員会は、「職員の綱紀の粛正について(通知)」を発出し、公立学校の全校長に対し、今回の事故の概要について職員会議等で速やかに全職員に説明をするとともに、不祥事根絶について、以下の内容を含めた指導を徹底することを求める。
  - 効果的な研修実践例を紹介した、令和4年5月31日付け教職第253号「不祥事根絶の取組について(通知)」、7月を不祥事根絶強化月間とした、令和4年6月9日付け教職第305号「不祥事根絶強化月間の取組について(通知)」に基づき、不祥事が起きない実効性のある工夫した取組を行うこと。
  - 校長は、物品の維持管理について、財務規則等に従って適切になされているかを確認すること。特に、備品の現品確認については、年間計画に基づき、記録と現物を照合し、確認するとともに、備品ラベルの貼付状況や廃棄予定の備品の状況等を調査

し、必要な手続きを行うこと。

また、備品や消耗品の保管場所や鍵の管理について、校内ルールを確認し、不正が生じにくい職場環境をつくること。

- (3) 職員による児童生徒に対する体罰事案が発生したことに鑑み、悩みごとがあった際の校外の相談窓口等の活用を、児童生徒、保護者及び職員に周知するとともに、教育相談週間を設けるなど、校内での体罰、わいせつセクハラ等を含めた相談がしやすい環境をさらに充実させること。

参考 令和3年11月30日付け教職第790号「令和3年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査について（依頼）」で配付した「相談先リスト」

- 2 県教育委員会は、県立学校長会議及び管理課長会議等を通して、物品の維持管理及び体罰を含む不祥事根絶について指導する。